

海人三機密第二号一五四
一九一九年九月二十四日

海軍省 人事局長
海軍省 教育局長
航空本部 総務部長

海軍練習聯合航空総隊参謀長殿
各鎮守府 参謀長 殿

○兵器要員の選抜等に関する件申進

現下の戦局打開は首題兵器の活用に俟つ所極めて大となり、之が搭乗員亦多数を必要とする為広く一般より採用のことに定められたるも、該兵器の特殊性に鑑み搭乗員個々の素質極めて優秀なるを要する実情なる為、今後採用の下士官兵要員は主として志願兵より、特に甲種・乙種飛行豫科練習生より適任者を多数選抜採用のことに定められ候

差当たり九月に於ける甲種・乙種飛行豫科練習生よりの採用は左記に依り実施相成度
追而 航空関係○兵器要員に関しては別途申進致すべきに付き予め含み置れ度

尚之等兵器は高度機密を要すべきものなるに付き志願者の募集選抜に当りては兵器の性能用法等に触れざる事は勿論家族等とも連絡せしめざる等特に機密保持に関し可然配慮相成度

記

一 選抜要員の種別

- イ 掌特攻兵（水上）（仮称）たるべきもの
- ロ 掌特攻兵（水中）（仮称）たるべきもの

一 選抜員数 入庁場所 期日等

種別	採用源	入庁場所	期日等
イ	一九期乙	一七・一二入隊	横 五四七 横 三〇
	約一八五〇	呉	四六五 呉 一五
ロ	水上 三重空	舞	五五八 佐 三〇
		舞	二四八 舞 一五
二〇期乙		一八・五 入隊	横 一三三三 横 七〇
イ	約一八四〇	呉	二二八 呉 一〇
		佐	一九 佐
ロ	舞	二八九 舞	二〇
	一三期甲	一八・一二入隊	横 一六〇〇 横 二〇〇
土浦空		約二六〇〇	横 一六〇〇 横 二〇〇

種別	採用源	入庁場所	期日等
イ	一九期乙	一七・一二入隊	横 五四七 横 三〇
	約一八五〇	呉	四六五 呉 一五
ロ	水上 三重空	舞	五五八 佐 三〇
		舞	二四八 舞 一五
二〇期乙		一八・五 入隊	横 一三三三 横 七〇
イ	約一八四〇	呉	二二八 呉 一〇
		佐	一九 佐
ロ	舞	二八九 舞	二〇
	一三期甲	一八・一二入隊	横 一六〇〇 横 二〇〇
土浦空		約二六〇〇	横 一六〇〇 横 二〇〇

種別	採用源	入庁場所	期日等
イ	一九期乙	一七・一二入隊	横 五四七 横 三〇
	約一八五〇	呉	四六五 呉 一五
ロ	水上 三重空	舞	五五八 佐 三〇
		舞	二四八 舞 一五
二〇期乙		一八・五 入隊	横 一三三三 横 七〇
イ	約一八四〇	呉	二二八 呉 一〇
		佐	一九 佐
ロ	舞	二八九 舞	二〇
	一三期甲	一八・一二入隊	横 一六〇〇 横 二〇〇
土浦空		約二六〇〇	横 一六〇〇 横 二〇〇

一九一九年九月十日 発令

一三期甲	一八・一二入隊	六〇〇	水雷学校			
横	一五五六	六〇	川棚魚雷艇			
三重空	約九六七〇	呉	二六四九	呉	一一〇	訓練所
奈良分遣隊	佐	三七二八	佐	一六〇	一九・九・一四迄に入庁	
舞	一七三四	舞	七〇			

土浦空	一三期甲	一八・一二入隊	約二六〇〇	横	一〇〇	横	一〇〇
奈良	一三期甲	一八・一二入隊	横	一五五六	横	一〇〇	
分遣隊	約九六七〇	呉	二六四九	呉	一七〇		一九・九・一 発令
水中	佐	三七二八	佐	二六〇			
舞	一七三四	舞	一一二〇				
一三期甲	一八・一二入隊	横	一三九	横	一五		一九・九・五迄に入庁
滋賀空	約一〇〇〇	呉	二九二	呉	三〇		
佐	三六〇	佐	三五				
舞	二〇八	舞	二〇				
八五〇	第一特別	基地隊					

在籍鎮守府別選抜員数は一応の標準を示したるものに付き、志願者の素質等の状況に依り同一航空隊

内に於ける総選出員数に変更なき限り 各在籍鎮守府員数に於て若干増減あるも差支えなし

二 海軍水雷学校及び同川棚魚雷艇訓練所に入庁せしむべきものは 海軍水雷学校附又第一特別基地隊に入庁せしむべきものは同基地隊附を命ずるものとす

三 兵器別充当員数は別に海軍水雷学校長及第一特別基地司令官に通牒す

イ 本要員は志願者より選抜するを原則とす

ロ 志願者募集に当たりては ○兵器が航空機以上危険なる点を特に明示し 且つこの種要員に対する待遇の概要を説明す (別紙 説明要旨に依る)

ハ 人選に關しては左に依るものとす

- ① 年齢概ね十七年以上の者
- ② 裸眼視力一・〇以上にして身体強健且つ船に強き者 水泳不能者は選抜せざるものとす
- ③ 志操堅確にして氣力攻撃精神特に旺盛なる者
- ④ 理解力及判断力に優れ氣の利く人物なること
- ⑤ 後顧の憂少き者なること 他に兄妹なき者は特別の者以外成るべく避くること

四 選抜者の入庁手續

イ 關係各航空隊司令 第二号に依り要員を選抜せば別紙様式に依る 選抜者名簿に選抜概要を附し

各一通を在籍鎮守府の海軍人事部長、海軍水雷学校長、川棚魚雷艇訓練所長、第一特別基地隊司令官に送付すると共に海軍練習聯合航空隊司令官に報告するものとす

ロ 在籍鎮守府司令長官は前項名簿により選抜者に対し所定の期日に水雷学校附又は第一特別基地隊附を命ず

ハ 関係各航空隊司令は配属先所轄長と連絡の上所定期日迄に機宜入庁せしねるものとす
ニ 第一特別基地隊司令官は前項の人員入庁せばその身体適性らを参酌し之を専修兵器別に割当てるものとす

五 教育要領

特に示されあるものの外別に定む

六 人事取扱その他

イ 飛行兵にして○兵器要員となりたるものに対しては所定の教育終了後特攻術（仮称）〇治め足るものとし特技章を附與せらるるも身分はそのままとす

ロ 特技章を附與せられたる以後における任用進級所給與並に其の他身上取扱は凡て航空機搭乗員に準じ取扱わることにより手續中なり

写送付先

各海軍人事部長 第一特別基地隊司令官
十九聯空司令官 土浦海軍航空隊司令
海軍水雷学校長 三重海軍航空隊司令

滋賀海軍航空隊司令
三重空奈良分遣隊長
海軍水雷学校
川棚魚雷艇訓練所長

別紙

志願者募集に当たり説明要旨

一 今や敵の反撃は随所に熾烈を極め戦局は急激に緊迫 眞に皇国興廢の秋至れりと言ふべし

此の秋に当り我海軍に於ては有力なる○兵器をも使用し驕敵を粉碎し国防の重責を全うせんとす

右○兵器は挺身肉薄 一撃必殺を期するものにして其の性質上特に危険を伴うものなるが故に之が要員は諸子の如き元氣澆刺且攻撃精神特に旺盛なる青年なるを要す

二 採用せられたる者は 概ね二ヶ月乃至五ヶ月の教育訓練を受けたる上 直に実戦に参加するものなり

三 ○兵器要員に対しては前項教育終了せば○兵器関係の特技章を附與せらる

四 飛行兵にして○兵器要員となりたる者の身分はそのままにして且前項特技章を附與せられたる以後に於ける待遇は全て航空機搭乗員と同格又は夫れ以上に取扱わる